

郡上市競争入札等参加者選定要綱

郡上市指名競争入札参加者選定要綱（平成16年郡上市訓令第34号）の全部を改正する。  
（趣旨）

**第1条** この訓令は、郡上市契約規則（平成16年郡上市規則第48号）第2条、第22条及び第26条の規定に基づき、市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、役務提供業務及び物品調達等の競争入札に参加する者並びに随意契約の見積りに参加する者の資格及びその選定方法について、必要な事項を定めるものとする。

（参加者の資格）

**第2条** 市が行う競争入札及び随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加することができる者は、次の各号に該当しない者で、この訓令による審査を経て、郡上市競争入札等参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。ただし、市長が特に審査をする必要がないと認めたものは、この限りではない。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- （2） 国税又は地方税を滞納している者
- （3） 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- （4） 郡上市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年郡上市訓令第2号）第3条各号のいずれかに該当する者
- （5） 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていない者
- （6） 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていない者
- （7） 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める要件を満たしていない者

2 前項の規定にかかわらず、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務にあつては、岐阜県・市町村共同入札参加資格審査申請書提出要領（以下「要領」という。）に基づく審査を経て、資格者名簿に登載された者とする。ただし、市長が特に審査をする必要がないと認めたものは、この限りではない。

（参加資格審査申請）

**第3条** 競争入札等に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書及び必要書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 申請書等の審査は、3年ごとに定期審査をし、定期審査終了後は随時審査を行うものとする。
- 3 競争入札等に参加しようとする者は、前2項により提出した申請書等の内容に変更が生じたときは、その都度変更内容を速やかに届け出るものとする。
- 4 申請書等の様式は、別に定める。
- 5 前4項の規定にかかわらず、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争入札等に参加しようとする者の申請については、要領に定めるとおりとする。

（資格者名簿の登録）

**第4条** 市長は競争入札等の参加資格があると認めた者を、資格者名簿に登録するものと

する。

- 2 資格者名簿の有効期間は、定期審査を実施した年度の翌年度の4月1日から3年間とする。ただし、当該有効期間の途中で登録をされた者に係る資格者名簿の有効期間は、登録をした日から次の定期受付を実施する年度の3月31日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の資格者名簿の有効期間は、要領に定めるとおりとする。

(格付)

**第5条** 資格者名簿に登録された者のうち、建設工事の競争入札等に参加しようとする者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営審査事項の結果に従って与えられた総合評定値により、別に定める基準に基づき格付する。ただし、格付をする必要がないと認めたものは、この限りではない。

- 2 格付の有効期間は、格付を決定した日から翌年の新たな格付が決定される日までとする。

(認定通知)

**第6条** 市長は、参加資格審査を申請した者に対し、審査の結果を通知するものとする。ただし、特に必要がないと認めたものは、この限りではない。

(認定の取消し等)

**第7条** 市長は、競争入札等の参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該参加資格を取り消し、資格者名簿から当該認定を取り消された者に係る登録事項を抹消するものとする。

- (1) 第2条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 不正の手段により認定を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が有資格者として不相当と認めたとき。

(競争入札等における指名基準)

**第8条** 建設工事の競争入札等に参加する者を指名しようとするときは、第4条第1項の規定により資格者名簿に登録された者の中から、設計金額に応じ次の各号に掲げる事項に留意し、別に定める工事発注基準に基づき指名するものとする。ただし、市長が特に必要がないと認めたものは、この限りではない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 地理的状況
- (5) 手持工事等の状況
- (6) 技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) その他市長が必要と認める事項

- 2 業者の選定は、前項の規定に基づき、別に定める市工事の等級に対応する等級の業者の中から行う。ただし、市工事の等級に対応する等級業者からの選定が困難若しくは適当でないとして認められる場合は、当該工事に係る選定業者数の2分の1以内に限り、直近の上位又は下位の等級の業者を選定することができる。なお、2分の1以内における業者の選定方法について、基準を設けることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、上位又は下位の等級業者を選定することができる。

- (1) 特殊な工事で他に適当な業者がない場合

(2) 施工中の工事の関連工事、又は継続工事等で、当該業者を選定することが適当と認められる場合

(3) 災害直後で緊急に施工する必要がある工事

(4) 前3号に掲げるもののほか、工事の実情に応じ、選定基準を定めて選定する場合

4 第1項の規定は、測量・建設コンサルタント等業務、役務提供業務及び物品調達等に係る業者を選定する場合に準用する。

(その他)

**第9条** この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成29年9月13日から施行する。